

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月25日	
条例の題名	三重県固定資産評価審議会条例		公布日	昭和37年10月13日
条例番号	昭和37年三重県条例第47号		直近改正日	平成24年3月27日
所管部局課	地域連携部市町行財政課		電話番号	059-224-2174
条例の概要	地方税法第401条の2第6項の規定に基づき、固定資産評価審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。			条例の類型 委任型
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方税法第401条の2第6項の規定に基づき、条例で規定する必要がある(同条第1項により設置が義務付けられている。)	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方税法第401条の2第6項の規定に基づき「審議会の組織及び運営に関し必要な事項」について条例で規定する必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	平成23年度 2回開催	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方税法第401条の2第6項の規定に基づき「審議会の組織及び運営に関し必要な事項」について条例で規定する必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方税法第401条の2第6項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	審議会の運営は、条例の規定どおりに実施している。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	40502 市町行財政運営の支援	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方税法第401条の2第6項の規定に基づき「審議会の組織及び運営に関する事項」を条例で定めているものであり、一部であっても廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	条例の規定は審議会運営上全て必要な規定である。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考える。		無	無